

令和4年度 東京都中小企業制度融資メニュー一覧

こんな方におすすめ	主な資金使途	融資メニュー	融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ^{※1} ()内は据置期間		融資金利率 ^{※2}	信用保証料 補助	
					運転資金	設備資金			
事業運営全般の資金を調達したい方	中小企業者・フリーランスの方 従業員数が製造業等20人以下 卸・小売・サービス業は5人以下	小規模事業 融資	全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者 〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	1.9%以内～2.5%以内* (特別 上記より0.4%優遇)	全事業者 1/2	
		クイックつなぎ (小口)	東京都中小企業制度融資等を利用して、原則、1年以上にわたり約定期どおり返済している小規模企業者〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	300万円 (同)	2年以内	—	1.9%以内*	—	
	中小企業者全般	一般事業 融資	事業一般・小規模特別 〔受注対応特例 ^{※3} 〕	東京都中小企業制度融資等を利用して、原則、1年以上にわたり約定期どおり返済している中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6ヶ月以内) 〔特例 2年以内〕	10年以内 (6ヶ月以内)	金融機関所定	—
		クイックつなぎ (事業一般)	東京都中小企業制度融資等を利用して、原則、1年以上にわたり約定期どおり返済している中小企業者又は組合	500万円 (同)	2年以内	—	—	—	
		補助金・助成金つなぎ	東京都産業労働局(商工部、観光部、雇労就業部)、(公財)東京都中小企業振興公社、(地独)東京都立産業技術研究センター、(公財)東京観光財団、(公財)東京しごと財団又は中小企業庁所管の補助金、助成金の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	—	10年以内	1.7%以内～2.2%以内	—	
創業前後の方	創業前後に必要な運転・設備資金	創業 〔創業支援特例 ^{※3} 〕	(1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの (2) 創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の中小企業者	3,500万円	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	1.9%以内～2.5%以内 1.5%以内～2.0%以内* (特別 上記より0.4%優遇)	全事業者 1/2	
成長発展を目指すための資金を調達したい方	販路開拓を検討している方	販路開拓 融資	海外展開支援	日本貿易振興機構等の支援又は自らの取組により、海外展開事業計画を策定し、実行に取り組む中小企業者	2億8,000万円	10年以内 (2年以内)	1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2	
	海外展開を検討している方		海外展開に必要な運転・設備資金	〔ビジネスチャンスナビA型〕 〔ビジネスチャンスナビ〕にユーザー登録している中小企業者又は組合	2,000万円 (同)	10年以内 (1年以内)	—	—	
	国内で受注拡大を目指している方	事業運営に必要な運転・設備資金 受注した代金を引き当てとした運転資金	〔ビジネスチャンスナビB型〕 〔ビジネスチャンスナビ〕にユーザー登録し、かつ掲載された入札・調達案件を受注した中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内	—	1.7%以内～1.8%以内	—	
	設備投資を検討している方 機械設備の投資を検討している方 工場・事務所の新設、増設等を 検討している方	設備投資に必要な資金 工場・事務所・店舗の 新増設・移転等に必要な資金	設備投資・ 企業立地促進	〔設備投資〕 事業の実施に必要な設備の導入、増強、改良、補修等、又は建物の改修、建替等を行う中小企業者 〔企業立地促進〕 引き続き1年以上同一事業を営んでおり、東京都内で工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)	—	1.7%以内～2.4%以内	全事業者 2/3 全事業者 1/2
事業承継前後の方	事業承継前後に必要な運転・設備資金	事業承継 融資	〔強化支援〕 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定・実行を行う中小企業者又は組合〔(国の全国統一保証制度)に対応〕 〔強化認定〕 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内	7年以内 〔借換の場合10年以内〕	1.7%以内～2.2%以内 (特別 上記より0.4%優遇)	小規模企業者 1/2	
			〔R4 事業承継 〔事業承継支援特例 ^{※3} 〕〕 〔事業承継一般〕 (1) 10年以内に事業承継を予定している又は事業承継後5年未満の中小企業者又は組合 (2) 事業承継に伴い、経営承継円滑化法の認定を受けている中小企業者 〔事業承継経営者保証不要型〕 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有している又は令和2年1月から令和7年3月までに事業承継を実施し、承継後3年未満の、一定の財務要件等を満たした中小企業者又は組合〔(国の全国統一保証制度)に対応〕 〔事業承継個人融資型〕 事業承継を予定している又は既に実施した個人で、経営承継円滑化法の認定を受けた方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	10年以内 (1年以内)	1.7%以内～2.2%以内 (特別 上記より0.2%優遇)	全事業者 2/3 全事業者 2/3又は0.2%	
経営の安定化に必要な資金を調達したい方	災害等の影響を受けている方 区市町村の認定を受けている方 区市町村の認定を受けていない方	事業運営に必要な運転・設備資金	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合 ①大型倒産企業の債権等保有、②取引先企業のリストラ、③事故等災害、④自然災害、⑤業況悪化業種(売上減少等)、⑥取引先金融機関の破綻等	2億8,000万円 (4億8,000万円)	—	—	—	—
	経営改善・再生計画を 策定している方	経営改善・再生計画実施に 必要な運転・設備資金	経営一般	災害、経済危機等の外部環境の変化に伴い、事業活動に影響を受けている中小企業者又は組合 ①最近3か月間の売上が前年同期比5%以上減少又は減少見込、②最近3か月間の売上が令和2年1月以前の直近同期比5%以上減少又は減少見込、③原油価格高騰により、仕入価格20%以上上昇、④金融機関総借入10%以上減少、⑤倒産等企業の債権保有、⑥災害の影響を受けている、⑦東京都知事が指定するもの(アスベスト対策)	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	—	1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
			経営改善	〔改善支援〕 経営支援機関等による支援を受け、自ら改善計画を策定・実行しようとする中小企業者又は組合 〔都改サポート感染〕 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画等に従って事業再生を行う中小企業者又は組合〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	2億8,000万円 (4億8,000万円)	—	15年以内 (5年以内)	1.7%以内～2.4%以内	全事業者に対し、 事業者負担が 0.2%になるよう 国が補助
	保証付融資の返済額の 見直し等を実施したい方	既往の保証付融資等の 返済のための運転資金	借換融資	特別借換 事業計画を策定し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む中小企業者又は組合	—	10年以内 (6ヶ月以内)	—	金融機関所定	小規模企業者 1/2

このほか、一般事業融資(極度枠認定、組合向け)、チャレンジ融資、再生支援融資、災害復旧資金融資等を実施しています。

※1 据置期間を含みます。 ※2 融資金利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率(※)のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。 ※3 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。